

令和3年度第6回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和3年9月6日（月）
午後1時30分～午後2時35分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 21人
会 長 23番 才木 隆雄
会長代理 24番 宮田 好一 20番 島田 一郎
委 員 1番 熊南 昭浩 2番 山崎 修
3番 西田 清範 4番 田中 輝男
5番 森 悦雄 7番 古田 茂
9番 大橋 芳信 10番 大浦 清貴
11番 山崎 巖 12番 福山 英則
13番 仲田 茂男 14番 下村 帝
15番 北森 正誠 16番 渡辺 正志
17番 金田 修一 18番 長谷 幹夫
19番 金木 洋子 22番 中井 義則
4. 欠席委員 8番 大場 忠勝 21番 五十嵐英夫
5. 議 題 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第27号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による
許可申請について
議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によ
る農用地利用集積計画の決定について
議案第29号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付につ
いて
報告事項第26号 農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第27号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第
7号の規定による受理について
報告事項第28号 農地法第18条第6項の規定による通知につい
て
報告事項第29号 農地法第5条第1項の規定による受理の取消し
について

議 事

事 務 局 本日の月次総会につきましては、8番大場委員、21番五十嵐委員から欠席届があり、出席委員数は21名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数23名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会 長 それでは、ただ今より令和3年度第6回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案4件、報告事項4件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会 長 それでは、私の方から指名させていただきます。16番渡辺委員、17番金田委員、両委員にお願いしたいと思います

会 長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第26号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第26号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから3ページまでです。

今回の申請件数は7件で、申請面積は5,998.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番は、耕作不便により、所有権を移転するものです。

2番は、耕作不便により、所有権を移転するものです。

3番と4番は譲受人が同一で新規農家であります。

ともに相手方の要望により、所有権を移転するものです。

5番は、経営の縮小により、所有権を移転するものです。

6番は、耕作不便により、所有権を移転するものです。

7番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 6番と7番について、欠席届を提出している委員でありますので、事前に報告を受けている事務局から報告をお願いします。

事 務 局 6番は五十嵐委員の担当です。8月30日に譲受人に立ち会っていただき、奥村推進委員が現地調査を行っておられます。現況は畑で、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件いずれも各要件を満たしており、生産組合長も同意していることから特に問題はないと報告を受けております。

7番も同じく五十嵐委員の担当です。8月30日に譲受人である法人の組合員に立ち会っていただき、現地調査を行っておられます。現況は田で、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件いずれも各要件を満たしており、生産組合長も同意していることから特に問題はないと報告を受けております。

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第26号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第27号農地法第4条第1項及び同法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案書4ページをご覧ください。議案第27号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。今回4条申請が2件、面積は148㎡、5条申請が12件、面積は36,247㎡です。それでは、議案書5ページをご覧ください。まず、最初に4条の申請内容についてご説明いたします。「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

4条申請1番は、水橋上条地区において、資材置場を拡張する計画であります。申請者は土木工事業を営んでおり、現在、申請地東側を資材置場として使用しておりますが、隣接する申請地も一体的

事務局 に利用し、作業の効率化を図るため、今回申請されたものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「既存地拡張」を適用しております。

4条申請2番は、婦中地域古里地区において、一般住宅を建築する計画であります。今後、実家との相互扶助を考慮し、実家の隣接地を選定されたものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

続きまして5条の申請内容についてご説明いたします。

議案書6ページから7ページをご覧ください。5条申請の1番は太田地区において、砂利採取業者が一時転用による陸砂利採取の計画であります。申請地は、農業振興地域の農用地区域内ですが、砂利採取業者が砂利の採取後、直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、その復元に関する計画が当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。

議案書7ページから8ページをご覧ください。5条申請の2番は太田地区において、砂利採取業者が一時転用による陸砂利採取の計画であります。申請地は、農業振興地域の農用地区域内ですが、砂利採取業者が砂利の採取後、直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、その復元に関する計画が当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。

議案書8ページをご覧ください。5条申請の3番は、熊野地区において、店舗敷地を拡張する計画であります。申請者は主に調剤薬局業を営んでおり、今回、新型コロナウイルス対応として、利用者がより安全に薬の受け渡しができるようドライブスルーを設置し、申請地と一体利用で業務の効率化を図るものであります。申請地は、南側の筆については、申請地より半径500mの範囲の中に教育施設及び医療施設が2施設あり、接道する道路には上下水道管が埋設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。また、北側の筆については、申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、許可基準は、「代替可能性なし」を適用しております。

議案書9ページをご覧ください。5条申請の4番は、浜黒崎地区

事務局において、分家住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため実家の隣接地を選定されたものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

5条申請の5番は藤ノ木地区において、砂利採取業者が一時転用による陸砂利採取の計画であります。申請地は、農業振興地域の農用地区域内ですが、砂利採取業者が砂利の採取後、直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、その復元に関する計画が当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。

5条申請の6番は八幡地区において、一般住宅を建築する計画であります。申請者の勤務先が近いこと、また、夫婦の実家のほぼ中間地点であるため申請地を選定されたものです。申請地は土地改良事業実施区域内農地で良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

5条申請7番は、呉羽地区において、資材置場を拡張する計画であります。申請者は、鉄工業を営んでおり、業績も順調に伸びていることから、今回、橋形クレーンを設置し作業の効率化、安全性を確保するため既存の資材置場を拡張するものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「既存地拡張」を適用しております。

議案書10ページをご覧ください。5条申請8番は、老田地区において分家住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため実家の隣接地を選定されたものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

5条申請9番は、大沢野地域上大久保地区において一般住宅を建築する計画であります。申請者は転勤により横浜市に転居をしておりましたが、実家の近くで住宅を建築したいとの希望から、可能な限り実家に近い申請地を選定されたものです。申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

5条申請10番は、大山地域上滝地区において、駐車場及び資材置場の一時転用の計画であります。申請者は電気事業を営んでおり、今回、常願寺川の送電線鉄塔撤去工事に伴う仮設の資材置場及び駐

事務局 車場として令和4年3月31日まで使用するものであります。申請地は、農業振興地域の農用区域内ですが、使用期間は鉄板を敷き、既存農地及び周辺農地に損害を与えないこと、また事業主が工事完了後、直ちに鉄板除去等の処理を行うことが担保されており、その復元に関する計画が当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。

5条申請11番は、八尾地域保内地区において、一般住宅を建築する計画であります。申請者の勤務先が近いこと、また、付近に駅や医療施設、スーパーなど生活環境が整っていることから申請地を選定したものであります。申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

議案書11ページをご覧ください。5条申請12番は、婦中地域神保地区において、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため実家に可能な限り近い申請地を選定されたものです。申請地より半径300mの範囲の中に速星駅があることから農地区分は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

以上でございます。

会長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会長 12番について、欠席届を提出している委員でありますので、事前に報告を受けている事務局から報告をお願いします。

事務局 12番は欠席届を提出されている五十嵐委員の担当であります。8月29日に譲受人立ち合いのもと、現地確認したところ、申請地は無断転用もなく、雨水排水の経路は農業用排水路の機能に支障がないことから、周辺農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがないことを確認されており、問題となることは無いとの報告を受けております。

会長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

A委員 陸砂利採取の一時転用だが、10ページの10番の一時転用については来年の3月31日までということの説明して頂いたのだが、

- A 委 員 他の陸砂利の一時転用の案件については、最長3年ということで認識しているのだが、事務局で確実に現況復旧される日はいつをもって申請を受け付けたのか、説明の中で期限の日が無かったので、ここにおられる委員の皆様も、いつまでかということが分かるよう教えていただきたい。
- 事 務 局 一時転用については現況復帰を行うまで最長3年間認められております。今回申請のあった陸砂利採取については、許可日から2年間ということで申請されております。
- A 委 員 2年間というのはいつからになるのか。
- 事 務 局 許可日から2年間ということになるのですが、許可日が仮に9月15日であった場合、2年後の9月14日までとなります。
- A 委 員 一時転用は最長3年ということで認識しているが、それでも2年でやめるといったことなのか。
- 事 務 局 申請は2年間となっております。最近の事例として、大雪の影響で埋め戻しに要する期間等が長引いている場合は、事業計画の変更をし、1年間延長を行う申請の提出があります。
- A 委 員 延長したときは、また総会に諮るのか。
- 事 務 局 延長する場合は事業計画の変更申請で総会に諮ります。
- A 委 員 総会に諮るとしても、どういう実情か分からない状態のものを総会で諮るのか。
- 事 務 局 延長される場合は、事前に事業計画の変更を提出され、延長理由について総会でお諮りしております。
- 会 長 申請は2年間で延長は1年間ということで完了までには耕作できる状態になっているということですね。
- 事 務 局 そうです。
- B 委 員 期限の2年になる前に必要であれば事業計画の変更で再申請するということか。

事務局 そうです。

C委員 その変更申請は何日前まで出すものなのか。

事務局 総会で諮るために、逆算して2～3ヶ月前に提出いただきます。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、議案第27号農地法第4条第1項及び同法第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会長 続きまして、議案第28号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第28号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書のページは、12ページから15ページです。所有権移転は1件で、移転面積は2,989,00㎡です。

利用権設定は、今回は2件の貸し手から申し出があり、契約期間は、3～5年が1件、10年が1件です。設定面積は、3,628㎡です。15ページ1番2番は、すべて相対による利用権設定です。

なお、15ページの2番は新規農家の案件であり、実家が農家で後継ぎを考えている本人が、父親の農地を借りて水稻の栽培を行うものであります。

農機具は父親から借用するものとしております。農作業従事者は本人です。販売先はあおば農協に出荷する予定としております。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会長 所有権移転の案件の現地確認について、報告をお願いします。

1番について、欠席届を提出している委員でありますので事前に報告を受けている事務局から報告をお願いします。

事務局 1番は五十嵐委員の担当です。8月30日に譲受人に立ち会っていただき、加藤推進委員が現地調査を行っておられます。現況は田で、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件いずれも各要件を満たしており、生産組合長も同意していることから特に問題はないと報告を受けております。

会長 それでは、ただ今、報告及び説明がありました農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことですので、議案第28号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会長 続きまして、議案第29号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第29号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてご説明いたします。議案書のページは16ページです。件数は、1件です。

被相続人の子が相続するもので、相続税の納税猶予の適用を受けるための適格者としての被相続人、相続人、特例農地の要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

会長 現地確認について、報告をお願いします。

1番について、地区担当委員であります仲田委員より報告をお願い致します。

(委員から問題ない旨の報告あり)

会長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

D委員 納税猶予は何年なのか。調べたところ20年のところもあれば年数が違うみたいだが。

事務局 後日調べて回答させていただきます。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を交付することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことですので、議案第29号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、ご異議なしと認め、交付することといたします。

会長 続きまして、報告事項に入ります。

報告事項第26号 農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第27号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について

報告事項第28号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告事項第29号 農地法第5条第1項の規定による受理の取消しについて

事務局から一括して説明をお願いいたします。

事務局 報告事項第26号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は17ページから26ページです。

今回の受理件数は11件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせんの希望は、6番の筆でありましたので、担当の農業委員及び農地利用最適化推進員に依頼済みであります。

報告事項第27号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について、ご報告いたします。議案書のページは27ページから34ページまでです。今回の受理件数は、4条が1件、5条が21件、合わせて22件、面積は合わせて15,921㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。30ページ4番については、平成28年1月に、5条で「分譲宅地」と届出されましたが、宅地分譲に取り組みなくなったため、「住宅敷地」に変更されたものです。前回の受理の取消し願いと併せて今回改めて届出されたものです。事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、29ページ5条の1番、30ページ5条の6番、32ページ5条の11番及び34ページ5条の18番です。

事務局 報告事項第28号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。農地の貸し借りについて、地主と耕作者の合意により解約するものであります。議案書は、35ページから39ページです。解約件数は15件で、解約面積は48,999㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

報告事項第29号農地法第5条第1項の規定による受理の取消しについてご報告いたします。議案書のページは40ページです。

報告第27号30ページの4番で説明したとおり、宅地分譲に取り組まなくなったため取り消すものです。以上でございます。

会長 ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会長 特に何もありませんので、これをもちまして、2. 議案・報告事項の議案審議を終了します。3. 事務連絡等について、事務局より説明をお願いします。

会長 それでは本日はこれにて終了とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。